

特別養護老人ホーム 萬生苑

当施設は介護保険の指定を受けています。

(秋田県指定 第0570550418)

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 中 央 会

重要事項説明書

特別養護老人ホーム 萬生苑

1 事業者

設置者の名称	社会福祉法人 中央会
運営者の名称	社会福祉法人 中央会
運営代表者名	理事長 藤井 蘭子
法人の所在地	秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1
他の主な事業	短期入所生活介護事業所（定員 30名） 萬生苑指定居宅介護支援事業所

2 事業の目的と運営方針

1. 事業の目的

この事業は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともにその環境、年齢、及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

2. 運営方針

施設は、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、かつ利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努め、明るく家庭的雰囲気有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村をはじめとする各関係機関と密接な連携に努める。

3 ご利用施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 萬生苑（介護老人福祉施設）
施設の種別	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
施設長	藤井 蘭子
開設年月日	昭和57年4月1日

所在地 〒015-0041
秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1

電話番号 0184-24-3711

F A X 0184-22-3780

交通 JR羽後本荘駅より車で7分
羽後交通観光 東由利線 東中学校停留所より徒歩1分

敷地概要 法人自己所有 17,127.99㎡

建物の概要 法人自己所有
鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 6,566.16㎡
竣工年月日 令和6年4月1日

定員 100名

1. 居室

4人室	48.1㎡	33室
2人室	48.1㎡	2室
1人室	38.3㎡	1室

利用に際しては、短期入所生活介護利用者と同室となることがあります。

2. 主な共用施設

- (1) 玄関
- (2) 事務室
- (3) 介護職員室、医務室、静養室
- (4) 談話室・食堂・ホール・機能訓練室
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室
- (7) トイレ・洗面所

3. その他

各個人用ベッド、全てのトイレ、浴室にナースコールの設置
車椅子、歩行器の貸与

4 サービスの内容

1. 介護保険給付対象サービス

介護度に応じた施設サービス計画を作成し、利用者の承諾のもと計画に応じた介護サービス（食事・入浴・排泄援助・生活援助等）を提供します。

【介護全般】

利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行います。

【食事】

一日3食（定食方式）、食堂内配膳
行事食（月1回）
おやつ（一日1回午後）
それぞれ病態に応じた食事を提供します。

【入浴や清拭】

基本的には週2回以上、身体状況等により入浴が困難な場合は清拭を実施します。

【排泄介護】

心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立を目指す。
困難な場合はおむつ等を使用し、適切な援助を併用します。
（定期交換標準、随時併用、紙パット使用の場合随時）

【機能訓練】

必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、維持のための機能訓練を生活ケアの中で行います。

【相談・援助】

利用者や必要に応じて家族に対して生活・介護・環境等に関する相談・助言を行います。

【社会的便宜の提供】

レクリエーション・行事等の提供、日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで利用者・家族が対応困難な場合の代行手続き、年金や金銭の管理の代行を行います。

【生活サービス】

シーツ交換、居室の清掃、施設内で可能な洗濯を提供します。

【健康管理】

週2回の嘱託医による回診と、嘱託医の指示による医療処置、定期健康診断、健康相談を行います。

【その他】

クリーニング取次ぎ、宅配便、郵便物等の取り次ぎを行います。

2. 介護保険給付対象外サービス

【理髪・美容】

毎月1～2回理容師が来苑し、理髪サービスを行います。

【買物代行】

利用者及びご家族が自ら購入できない場合は、担当介護職員が代行します。
また、週1回パン業者の移動販売が来苑しますので、ご利用いただけます。

5 利用料

1. 介護保険給付対象サービス

(1) 介護報酬の告示上の額（施設介護サービス費の1又は2割）

施設利用料（法定料金）

介 護 度	金 額	一日当たりの自己負担額
要介護1		589円
要介護2		659円
要介護3		732円
要介護4		802円
要介護5		871円

※ 上記料金は、1割負担分の料金になります。

(2) その他の介護保険給付対象サービス加算

ア 個別機能訓練加算 12単位

機能訓練指導員等が計画に基づき機能訓練を行っている場合。

イ 日常生活継続支援加算 36単位

認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合。

ウ 看護体制加算Ⅰ 24単位

常勤の看護師を1名以上配置している場合。

エ 看護体制加算Ⅱ 8単位

看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間連携体制を確保している場合。

オ 夜勤職員配置加算Ⅰ 213単位

夜勤を行う職員が最低基準1名以上上回っている場合。

カ ①介護職員処遇改善加算Ⅰ {一か月利用日数×(基本単位+加算単位)}×140/1000単位

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が入所者に対し指定介護老人福祉サービスを行った場合

キ 療養食加算 6単位

療養食を提供した場合

ク 初期加算 30単位

入所及びから30日以内の期間、30日以上入院後の再入所も同様

ケ 栄養ケア・マネジメントの未実施の場合 14単位/日減算

栄養ケア・マネジメントは、管理栄養士により栄養管理を計画的に実施しております。

(3) 食 費

階 層	1日当たり
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階以上	1,445円

(4) 居住費

階 層	1日当たり
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階①②	430円
第4段階以上	915円

※施設利用料、食費、居住費については、所得に応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。

2. 介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、御利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

(2) 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

※ 外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～第3段階の方は6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

(3) 理髪・美容

実費負担の場合 → ・月に1回理髪業者が来ております。

床屋代2,500円

・地域の理美容室・有料施設を利用した場合は実費分負担していただきます。

無 料 の 場 合 → ボランティアや職員が実施する場合は無料となります。

- (4) 洗濯
クリーニング店の種別料金表によります。
 - (5) 買物代行
品物の購入代金の実費
3. 利用者の選定により提供するもの
日常生活に要する費用で、本人に負担していただくことが適当であるもの。
- ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用 ・日常生活品の購入代金
 - ・嗜好品の購入代金
4. 文書料
各診断書 → 医師が書く各種診断書類は医療保険適用外となるため、実費分を負担していただきます。

6 協力医療機関と医療

1. 嘱託医師及び医療機関

清水泌尿器科内科医院 院長 清水 世紀

嘱託医との契約内容

- (1) 利用者への定期的な診察
毎週木曜日・土曜日 2時間
- (2) 利用者が急変した場合の緊急対応措置（随時）
- (3) 利用者が、入院が必要となった場合の医療機関の紹介

2. 協力医療機関

※名 称	由利組合総合病院
院長名	軽部 彰宏
所在地	秋田県由利本荘市川口字家後38
電話番号	0184-27-1200
診療科目	23科
入院ベッド数	606床
緊急指定の有無	救急告示病院
※名 称	本荘第一病院
院長名	鈴木 克彦
所在地	秋田県由利本荘市岩淵下110
電話番号	0184-22-0111
診療科目	13科
入院ベッド数	158床
緊急指定の有無	救急告示病院

≪協力病院との契約内容≫

- (1) 嘱託医の紹介による診察・入院
- (2) 救急車による搬送

3. 利用者の医療

- (1) 病気やけがの治療は、ホームの嘱託医又は利用者が選択する医療機関で受けていただくことになり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用は利用者の負担となります。但し、検査及び短期間の入退院の手続きや送迎は無料です。
- (2) 通院時の付き添い、入退院の移送は致しますが、入院中の付き添いはしません。
- (3) なお、入院が3ヶ月以上にわたった場合、又は医師が3ヶ月以上長期入院加療の必要があると診断した場合は退所となります。

7 施設の利用状況（令和6年4月1日現在）

利用者数 72人（定員100人）
 利用者内訳 男性 19人 女性 53人
 平均年齢 87.7歳（男性 84.6 女性 88.8歳）
 家族会 家族会あり

8 職員の配置と勤務体制（令和6年4月1日現在）

入所定員100名 ・ 短期入所定員 30名

職 種	職員数	夜間勤務職員数	備考（資格等）
施 設 長	1		社会福祉主事・介護支援専門員 防火管理者・調理師
生 活 相 談 員	2		社会福祉士・介護福祉士 介護支援専門員・防火管理者
看 護 職 員	6		看護師 2名 准看護師 4名
介 護 職 員	42	6	社会福祉士 1名 介護支援専門員 2名 介護福祉士 36名 初任者研修（ヘルパー2級）2名 無資格 4名
管 理 栄 養 士	1		管理栄養士
調 理 員	1		
事 務 職 員	3		
医 師	(1)		非常勤嘱託医師
そ の 他		1	管理当直
合 計	56	7	

平均勤務体制（介護職員・看護職員）

早番	7:00～16:00	看護職員1名・介護職員6名
日勤	8:45～17:45	
遅番	10:00～19:00	看護職員1名・介護職員6名
夜勤	17:00～ 9:00	6名
管理当直	17:30～ 8:30	1名

看護職員は当番にて夜間待機体制をとり、緊急時に対応します。

但し、業務の都合上必要がある場合は、変更することがあります。

9 事故発生時の対応

指定介護老人福祉施設サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は「事故発生時対応マニュアル」に沿って必要な処置を講ずるほか、速やかに家族の方、保険者に連絡します

10 非常時災害時の対策

【非常時の対応】

別に定める「特別養護老人ホーム萬生苑消防計画」により対応します。

【非常通報の体制】

非常通報体制は、非常通報装置により由利本荘地区消防署へ自動的に通報され緊急連絡網により全職員が呼集される体制を確保しています。

【訓練と防災設備】

別に定める「特別養護老人ホーム萬生苑消防計画」により、年2回夜間及び昼間の避難訓練を職員と利用者で実施します。

消火栓、消火器及び自動火災報知機、煙感知器、防火扉などを定期的に専門業者の点検と自己点検を実施します。

11 当施設ご利用の際にご留意いただく事

【事故補償】

介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、利用者、施設双方で協議することとします。

【来訪・面会】

来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度面会票等に利用者氏名と自分の氏名及び利用者との関係を記入してください。

また、来訪者が宿泊される場合には、事前に許可を得てください。

【外泊・外出】

外泊・外出の際には、必ず行き先と帰苑予定時間を職員にお知らせください。

【居室・設備器具の使用】

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用の仕方により破損が生じた場合、賠償していただくことがございます。

【喫煙・飲酒】

喫煙は、指定された場所以外ではご遠慮ください。

飲酒については、医師による制限がない場合はご自由ですが、量によっては個人負担となります。

居室等での飲酒はご遠慮ください。

【迷惑行為】

けんか、暴行、中傷、口論等、他人に対する迷惑行為はしないでください。

【所持品管理】

利用者に所持品届出書を提出していただきます。

なお、原則的に所持品は日常生活用品に限り、貴重品は避けていただきます。

【現金等の管理】

現金等の管理を施設に依頼される場合は、施設に預けることができます。

預り金は、預り金管理要綱により管理させていただきます。

主な内容は、次のとおりです。

《管理する金銭等の形態》

指定する金融機関の預金通帳を施設で管理します。

《お預かりするもの》

上記預金通帳と通帳印（原則各1つ）

《保管場所》

通帳は事務室金庫。印鑑はキャビネット。

但し、利用者及び身元引受人により、概ね3ヶ月毎に確認をしていただきます。

又、利用契約終了後30日以内に、所持品及び現金等は利用者及び身元引受人にお渡しいたします。

【宗教活動】

施設内で他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治

【政治活動】

活動を強要しないでください。

【動物飼育】

他の方の迷惑となるため、ご遠慮願います。

12 サービスについてのご意見・ご要望・苦情等

1. 事業所における苦情の受付

- ・苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 石垣 森・渡部 正喜

特別養護老人ホーム 萬生苑

秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1

TEL 0184-24-3711

FAX 0184-22-3780

- ・受付時間 午前9：00分～午後5時00分

2. 市町村苦情の受付

- ・苦情受付窓口

由利本荘市役所 福祉保健部 長寿生きがい課

秋田県由利本荘市尾崎17番地

TEL 0184-24-6323

3. 県苦情の受付

- ・秋田県国民健康保険団体連合会

秋田県秋田市山王4丁目2-3

秋田県市町村会館4階

TEL 018-883-1550

4. 第三者委員

- ・佐藤 治円 0184-22-5760
- ・武田 千代 0184-22-3386
- ・黒坂 周 018-832-7324

13 入所、退所等

入所の詳細は契約書、運営規程、管理規程等に基づき開始されます。

また契約書、運営規程上の規約の解除項目に該当する場合は、退所することになります。主な例は、以下のとおりです。

1. 利用料の滞納や、伝染性疾患の罹患と治療上の必要性、利用者本人の行動による他利用者への影響。
2. 介護認定の変更による入所該当外の認定結果の場合。
3. 措置施設への入所。
4. 3ヶ月以上の入院の場合。但し3ヶ月以内の入院でも、医師の判断により3ヶ月以上の入院を要する場合は、その時点で契約を解除するものとする。

私は本書面に基づいて、施設介護サービス利用契約書事業者の職員

職名_____氏名_____から

上記重要事項の説明を受け、当該サービスの提供開始に同意し受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所_____

氏名_____印_____

上記代理人 住所_____

氏名_____印_____